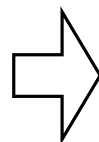


(仮称) 障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例の
検討スケジュールについて

1. 現行 (9月議会協議会報告)

内 容	日 程
(1) 第 11 回条例検討会 (たたき案)	平成 26 年 9 月 18 日
(2) 第 12 回条例検討会 (たたき案)	平成 26 年 10 月 16 日
(3) 第 13 回条例検討会 (たたき案)	平成 26 年 11 月 20 日
(4) 第 14 回条例検討会 (たたき案)	平成 26 年 12 月 18 日
(5) 法制課審査	平成 27 年 1 月
(6) 第 15 回条例検討会 (最終とりまとめ)	平成 27 年 2 月 19 日
(7) パブリックコメント	平成 27 年 3 月
(8) 議会審査	平成 27 年 6 月議会
(9) 条例公布・部分施行	平成 27 年 7 月上旬
(10) 周知・準備	約 9 ヶ月
(11) 条例施行 (全面)	平成 28 年 4 月 1 日



2. 変更 (予定)

内 容	日 程
(1) 第 11 回条例検討会 (たたき案)	平成 26 年 9 月 18 日
(2) 第 12 回条例検討会 (たたき案)	平成 26 年 10 月 16 日
(3) 第 13 回条例検討会 (たたき案)	平成 26 年 11 月 20 日
(4) 第 14 回条例検討会 (たたき案)	平成 26 年 12 月 18 日
(5) 第 15 回条例検討会 (たたき案)	平成 27 年 1 月 22 日
(6) 第 16 回条例検討会 (たたき案)	平成 27 年 2 月 19 日
(7) 第 17 回条例検討会 (最終とりまとめ)	平成 27 年 4 月 16 日
(8) 第 18 回条例検討会 【予備日】	(平成 27 年 5 月 21 日)
(9) 法制課ヒアリング	平成 27 年 5 月上旬
(10) パブリックコメント	平成 27 年 5 月中旬
(11) 法制課へ原案提出	平成 27 年 6 月中旬
(12) 法制課審査	平成 27 年 6 月下旬
(13) 議会審査	平成 27 年 9 月議会
(14) 条例公布・部分施行	平成 27 年 10 月上旬
(15) 周知・準備	約 6 ヶ月
(16) 条例施行 (全面)	平成 28 年 4 月 1 日

条例検討会における主な論点とまとめ

主な論点	条例検討会のまとめ
(1)前文について	<p>前文では、誤解や偏見、無理解等により、障がいのある人が差別感や生きづらさなどを抱えている状況が多くあることから、その解消を図るため、障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるとともに、話し合いにより相互の立場を理解することを基本理念とした条例を制定するとしています。</p>
(2)民間事業者に対する合理的配慮の不提供を法的義務・努力義務規定のどちらにするのかについて	<p>民間事業者に対する合理的配慮については、障害者差別解消法では努力義務規定としています。</p> <p>しかし、努力義務の場合、誤解や偏見などをなくすための話し合いのテーブルに着かないことが想定されることから、新潟市条例では法的義務にすべきとしています。</p> <p>ただし、法的義務とした場合でも、民間事業者に対して条例に従うよう強制するのではなく、話し合いにより相互理解を深めることで解決することを優先します。</p>
(3)一般私人（隣人・家族など）の差別を条例の対象に含むかについて	<p>事業者でない一般私人の行為や個人の思想、言論については、法により規制することは不適當と考えられます（障害者差別解消法と同様の考え方）。</p> <p>そのため、一般私人の差別については、条例の対象にしないこととしています。</p> <p>隣人間で差別があった場合は、自治会等を通じた周知啓発で改善を促すことし、また家族間の差別の場合は、その多くが障がい者虐待にあたりと考えられるため、障がい者虐待防止センターで対応するとしています。</p>

主な論点	条例検討会のまとめ
(4)合理的配慮の発生要件について	<p>障害者差別解消法では、合理的配慮の発生要件を「障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合」としています。</p> <p>しかし、合理的配慮は、障がいのある人からの意思表示があった場合だけではなく、周りの人がその必要性に気付いた場合も提供されるべきと考え、新潟市条例においては、「障がいのある人が現に社会的障壁の除去を必要としている場合」とすべきとしています。</p> <p>また、合理的配慮の内容の確定にあたっては、障がいのある人の意向を尊重する必要があることから、「何人も、合理的配慮を提供するに当たっては、障がいのある人の意向を十分に尊重しなければなりません」と規定すべきとしています。</p>
(5)条例の実効性の確保について（助言・あっせん、勧告、公表）	<p>助言・あっせん、勧告、公表を条例に盛り込むことで、条例の実効性を確保すべきと考えます。</p> <p>助言・あっせんについては、差別を受けた方だけではなく、差別を行ったとされた事業者も申立てすることが可能です。</p> <p>勧告・公表については、差別を行ったと認められる場合に行います。</p> <p>なお、公表については、公表される方の社会的評価や信用等を損なうおそれがあるため、手続きを慎重に行う必要があります。</p> <p>新潟市の場合は、公表までに弁明の機会を3回設けており、十分な改善の機会が与えられています。</p>
(6)罰則について	<p>第三者を交えた話し合いを通じて、互いに理解し協力しあい、すべての人が暮らしやすい社会をつくるという視点に基づき、条例に罰則は設けないこととしています。</p>

(仮称) 障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例 (略称：共に生きる新潟市づくり条例) 【概要】

前文

第1章 総則

1. 条例の目的
2. 定義
3. 市の責務
4. 市民等の役割

第2章 障がい等を理由とした差別の解消

5. 差別（不当な差別的行為・合理的配慮の不提供）の禁止
6. 障がい等を理由とした差別の未然防止策
 - (1) 障がいや障がいのある人に対する理解を深める周知啓発・研修の実施
 - (2) 障がいのある人との交流の機会の拡大・充実
 - (3) 障がいのある人への対応が優れた事業者を応援する仕組み
 - (4) 条例推進会議の設置

7. 障がい等を理由とした差別の事後対応策

- (1) 相談機関の設置
- (2) 調整委員会の設置
- (3) 助言・あっせん、勧告、公表

第3章 障がいのある人の自立及び社会参加のための支援

8. 教育
9. 保育・療育
10. 就労支援
11. 建物等の管理等
12. 居住場所の確保
13. 適切な説明及び情報提供
14. 情報・コミュニケーション
15. プライバシーへの配慮